

令和8年度(2026年度) 必要書類一覧(チェックリスト)

(受給者番号)

--	--	--	--	--	--	--

受給者氏名 _____

受付印

《該当する方のみ必要な書類》

	該当する方	必要書類
<input type="checkbox"/>	生活保護受給中の方	生活保護受給証明書 ※医療機関受診時等に提示する医療機関受診票ではありません。必ず管轄の保護課に作成をご依頼ください。
<input type="checkbox"/>	加入している健康保険の変更等により、新たに個人番号を提出する場合	個人番号記載票 ※個人番号(マイナンバー)を提出される場合は原則、窓口でのご提示が必要となるため、申請窓口でご記入ください。
<input type="checkbox"/>	同じ医療保険に加入されている方のなかに、指定難病又は小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの方がいる場合	・同じ医療保険の方の指定難病受給者証の写し ・同じ医療保険の方の小児慢性特定疾病受給者証の写し
<input type="checkbox"/>	年収 82万6,500 円以下の申立をされる方で、障害年金等の給付を受けている場合	令和7年分の支給決定通知書等の写し ※82万6,500 円に含まれるものはこの用紙裏面の記載内容をご参照ください。

《全員が必要な書類》 郵送の場合、★の書類はできるだけA4用紙に印刷して添付してください。

番号	必要書類	注意事項
1□	必要書類一覧(この用紙)	この用紙を使って、申請に必要な書類がすべて揃っているかチェックのうえ、一緒に提出してください。
2□	臨床調査個人票(診断書)【原本】	・指定医に作成をご依頼ください(医師の記載日から6カ月間有効)。 ・診断書の様式はこの案内には入っていません。
3□	支給認定申請書(更新)	・用紙はこの案内に同封しています。申請書の印字内容(住所、健康保険情報など)に変更がないか確認し、必要箇所にご記入ください。
4□	★受給者の医療保険情報が分かるもの	・資格確認書、資格確認のお知らせ(被保険者が記載されているもの)又はマイナポータルの医療保険資格確認情報画面をご提示ください。 ※郵送の場合はコピーを送付してください。 ・生活保護受給中で健康保険に加入されている方もご提示ください。
5□	★指定難病の受給者証の写し	令和8年(2026年)10月31日まで有効のものをご用意ください。
6□	★自己負担上限額管理票の写し(指定難病医療費の領収証の写し)	令和7年(2025年)7月以降のもの全て 「軽症者特例」や「高額かつ長期」の該当・非該当を確認します(裏面参照) ・領収証の写しは該当月の自己負担上限額管理票がない場合のみ必要です。

※ 受給者証の送付先を申請書(表面)の【送付先】欄に記載の住所以外に指定する場合は、「受給者証送付先の変更」欄に必要事項をご記入ください。

特例のご案内

特例の対象は下記の(ア)から(オ)のいずれかの期間内(12 か月間)の各月の指定難病にかかる医療費総額がいくらになるかを確認します。

33,330 円(診療報酬点数が 3,333 点)を超える月が、3 ヶ月(3 回)以上あり ⇒ 軽症者特例 を 申請する
50,000 円(診療報酬点数が 5,000 点)を超える月が、6 ヶ月(6 回)以上あり ⇒ 高額かつ長期特例 を 申請する

令和 7 年(2025 年)7 月以降の 管理票
又は 難病医療費の領収証原本 で確認

(ア) 令和 7 年 7 月 ~ 令和 8 年 6 月
(イ) 令和 7 年 8 月 ~ 令和 8 年 7 月
(ウ) 令和 7 年 9 月 ~ 令和 8 年 8 月
(エ) 令和 7 年 10 月 ~ 令和 8 年 9 月
(オ) 令和 7 年 11 月 ~ 令和 8 年 10 月

1 「軽症者特例」とは

医療費助成の認定要件は **診断基準** + **重症度基準** を満たすことです。更新申請をしても、医療費助成の対象に認定されない場合があります。ただし「診断基準を満たしているが、重症度基準を満たしていない」場合であっても、「軽症者特例」に該当していれば、助成の対象となります。

指定難病に関する医療費総額が 10 割負担で 33,330 円(診療報酬点数が 3,333 点)を超える月が、申請月以前の 12 ヶ月のうち 3 ヶ月(3 回)以上あることが「軽症者特例」の要件です。

2 「高額かつ長期」特例とは

該当する課税世帯は、下表のとおり自己負担額が軽減されます。

指定難病に関する医療費総額が 10 割負担で 50,000 円(診療報酬点数が 5,000 点)を超える月が、申請月以前の 12 ヶ月のうち 6 ヶ月(6 回)以上あることが「高額かつ長期」の要件です。

階層区分	階層区分の基準 課税世帯(一般 I ~ 上位)の「市民税」 = 支給認定基準世帯員の 市民税所得割の合計額		自己負担上限月額 (外来+入院+薬代+訪問看護費)		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着
生活保護	-		0	0	0
低所得 I	非課税 (世帯)	本人年収 82 万 6,500 円*以下	2,500	2,500	1,000
低所得 II		本人年収 82 万 6,500 円*超	5,000	5,000	
一般所得 I	市民税課税以上 7.1 万円未満		10,000	5,000	
一般所得 II	市民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市民税 25.1 万円以上		30,000	20,000	

※ 82 万 6,500 円に含まれるもの
給与所得等の合計所得金額、公的年金等収入額、障害年金、遺族年金、寡婦年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金、障害給付等の合計額

通知カードでの番号確認 は、以下の場合のみ有効です。



◎通知カード交付以降、記載事項に変更がない場合

◎デジタル手続法施行の R2(2020).5.25 以前に変更があったが施行前に手続き済で、施行日以降は変更がない場合

有効な通知カードをお持ちでない方は、個人番号カード(写真付)か個人番号が記載された住民票をご用意ください。